

奈良県告示第七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和四年五月十六日櫛本土地区改良区の定款の変更を認可した。

令和四年五月三十一日

奈良県知事 荒井正吾